

消防用設備点検業務仕様書

1. 設置場所 桑名市大字下深谷部4960番地の10
桑名北部老人福祉センター
2. 設備内容
 - (1) 自動火災報知設備
 - (2) 誘導灯設備
 - (3) 消火器設備
3. 点検目的 消防法第17条の3の3の規定による同施行規則第31条の4
及び消防庁告示第3号第2項、第3項及び第4項の点検を行い
本設備の機能を保持する。
4. 点検内容 ①総合点検
②外観、機能点検
上記の各点検を年1回行うものとする。
5. 点検業務に必要な材料は原則として、業者の負担とする。
6. 点検終了後、速やかに報告書を提出し係員の確認を受けること。
7. その他関係法令、条例等を遵守すること。
8. 契約期間 2022年4月1日から2023年3月31日までとする。